

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	三郷町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sango.nara.jp/soumu/mainnba.html">http://www.town.sango.nara.jp/soumu/mainnba.html</a>

執行機関名 三郷町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第12号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	37	
番号法別表第2の項	57	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月三郷町条例第31号)別表第1 第2の項 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第12号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第一条	三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第12号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もつてひとり親家庭の親子等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第9号) 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(昭和49年3月三郷町規則第9号)奈良県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(昭和49年3月三郷町規則第9号)第3条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(昭和49年3月三郷町規則第9号)第3条の規定による証明書の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	奈良県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱第2
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	奈良県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱第2
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		